

糸魚川市集落支援員 募集要領（市振・歌外波地区）

※令和 7 年度の予算が成立することが条件での雇用となります。

No.	項目	内 容
1	募集人員	集落支援員 1 名
2	活動内容	中山間地域の高齢化が進む集落の機能維持や活性化を支援するため、担当集落に出向き、集落の地域課題を把握し、その課題解決に向けた活動を行います。 概ね次の段階を経て、集落の維持・活性化を目指します。 (1) 集落の状況把握 巡回・声掛け、行事等への参加・取材、総会等会議への出席 (2) 集落内での話し合いの促進による地域課題の共有 (3) 集落の課題解決に向けた事業の提案や支援 ※採用後、業務オリエンテーションを行います。
3	募集対象	(1) 活動開始時には、糸魚川市内に住所を有する方。 (2) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方。 (3) 年齢、性別は不問とします。 (4) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図る事ができる方。 (5) 集落の維持・活性化に「熱意」と「意欲」を持って活動できる方。 (6) 普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している方。 (7) パソコン（メール、ワード、エクセル等）の基本操作及びホームページ、ブログ、SNS（フェイスブック等）を活用した情報発信ができる方。
4	配属先	糸魚川市 総務部 企画定住課 地域振興係
5	勤務場所	市役所青海事務所とします。 担当地区は市振・歌外波地区 5 集落となります。（市振、玉ノ木、上路、歌、外波）
6	雇用形態	糸魚川市会計年度任用職員として、糸魚川市長が任用します。
7	雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※試用期間あり 1 か月間
8	契約更新	(1) 勤務状況等により、1 年ごとに更新することができるものとします。
9	勤務日・休日	(1) 勤務日：月～金の週 5 日 (2) 休 日：土、日、国民の祝日及び年末年始 ※土日祝日に勤務する場合は、原則として振替休日対応とします。
10	勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時の間のスライド勤務とし、1 日当たりの勤務時間は 6 時間 45 分とします。 ・通常時 午前 8 時 30 分から午後 4 時 15 分まで（休憩 1 時間含む） ・スライド勤務の例（夜間の会議・業務がある場合等）

		午後 1 時 15 分から午後 9 時まで(休憩 1 時間含む)
11	休憩時間	1 時間
12	有給休暇・ 保険等	(1) 年次有給休暇: 初年度 11 日(勤務月数により変わります) (2) 保険等: 雇用保険、健康保険、厚生年金加入
13	賃金形態	(1) 月額 : 166,700円 (2) 成績により昇給の可能性あり (3) 賞与・手当 : 期末・勤勉手当、時間外勤務手当あり (4) 通勤費 : 最短片道 2km 以上から支給
14	待遇	活動用の軽自動車(庁用車)、パソコン等を貸与します。
15	マイカー通勤	(1) 市役所への最短片道 2km 以上から可 (2) 駐車場使用料 500 円/月
16	応募・選考方法	(1) 応募方法 以下の書類を「19 問合せ先」まで郵送または持参してください。 ・申込用紙 ・ハローワークの紹介状 (2) 選考方法 ・面接試験 随時 ※詳細は後日お知らせします。 ※面接のために必要な交通費等は個人負担となります。 ※応募時の書類は選考後に返却します。 (3) 最終選考の結果通知 最終結果については、面接から概ね 14 日以内に文書等で通知します。
17	応募締切	令和 7 年 3 月 31 日(月) 午後 5 時
18	特記事項	5 の他に、以下の地区等に集落支援員を配置しています。 磯部地区 小泊・中能生地区 上南地区 下早川地区 上早川地区 西海地区 根知地区 小滝地区 空き家の有効活用業務
19	問合せ先	糸魚川市 総務部 企画定住課 地域振興係(担当: 高橋) 〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号 TEL: 025-552-1511(代表) FAX: 025-552-1090 Mail: kikaku@city.itoigawa.lg.jp